

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 平成 2 9 年度地籍調査事業計画に基づく地籍調査【建設局用地部用地管理課】 2
- 指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児通所支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 3
- 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 6
- 指定障害福祉サービス、指定特定相談支援及び障害児相談支援の事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 7

◇ 公 告

- 北九州市農業振興地域整備計画の変更【産業経済局農林水産部農林課】 9
- 響バイオマス発電所整備事業計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの意見書【環境局環境監視部環境監視課】 1 0
- バイオマス専焼発電施設整備事業計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの意見書【環境局環境監視部環境監視課】 1 1

北九州市告示第 276 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、平成 29 年度地籍調査事業計画に基づく地籍調査を行うので、同法第 7 条の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 5 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 福岡県知事により平成 29 年度地籍調査事業計画が定められた年月日
平成 29 年 4 月 1 日

2 調査を実施する者の名称
北九州市

3 調査地域

小倉南区	沼緑町一丁目、沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、沼緑町四丁目、沼緑町五丁目、沼本町二丁目、沼本町三丁目、葛原東二丁目及び大字沼の各一部
八幡西区	大字本城、本城一丁目、本城二丁目、本城三丁目、御開四丁目及び御開五丁目の各一部並びに御開一丁目及び本城四丁目

4 調査期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第277号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第51条第1号及び第51条の30第2項第1号並びに児童福祉法第21条の5の24第1号の規定により次のとおり告示する。

平成29年5月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（行動援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
合資会社ヘルパー ステーションキラ キラ 北九州市小倉北区 東篠崎一丁目17 番12号	合資会社ヘルパー ステーションキラ キラ 北九州市小倉北区 東篠崎一丁目17番 12号 無限責任社員 村田和 枝	特定無し	4017800691

(2) 指定障害福祉サービス事業者（生活介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ラベンダー地域支 援センター 北九州市小倉北区 三萩野一丁目8番 13号	ライフアンドケア株 式会社 北九州市小倉北区 三萩野一丁目8番 13号 代表取締役 奥村太 一郎	知的障害 者、精神 障害者	4017700701

(3) 指定障害福祉サービス事業者（自立訓練（生活訓練））

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号

ウェルビーチャレンジ小倉センター 北九州市小倉北区 片野三丁目4番1 8号はたけやまビル3階	ウェルビー株式会社 東京都千代田区神田佐久 間町二丁目15番地 代表取締役 大田 誠	知的障害 者、精神 障害者	4017801343
---	---	---------------------	------------

(4) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
いきいき倶楽部 北九州市小倉北区 片野新町一丁目1 0番11号	株式会社ケンソウ 北九州市小倉北区京町四 丁目3番13号 代表取締役 山木 真	特定無し	4017801202
フィールド徳力 北九州市小倉南区 徳力新町一丁目4 番2号	合同会社フィールド 北九州市小倉南区長尾六 丁目7番5号 代表社員 中村純子	特定無し	4017701527

(5) 指定特定相談支援事業者

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談支援センター 木花 北九州市八幡東区 山路二丁目8番1 5号	合同会社この花みのりの 里 北九州市八幡東区山路二 丁目8番15号 代表社員 志水敏子	特定無し	4036600056

(6) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
みんなの光楽園 北九州市小倉南区 徳力新町二丁目8	NPO法人光楽園 北九州市小倉南区大字志 井1111番地1	重症心身 障害児以 外	4057703631

番 3 号	理事長 尾籠信義		
-------	----------	--	--

(7) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
桜が丘クリニック 放課後等デイサービス 第四さくらんぼくらぶ 北九州市八幡西区鷹の巣三丁目8番25号	医療法人桜が丘クリニック 北九州市八幡西区青山一丁目1番61号 理事長 半田祥一	重症心身障害児	4056715131

2 指定年月日

平成29年5月1日

北九州市告示第 278 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 46 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、法第 51 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 5 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション未来小倉センター 北九州市小倉南区 守恒三丁目 1 番 1 7 号	有限会社西日本コンサルティングセンター 北九州市八幡西区三ヶ森 一丁目 4 番 24 号 取締役 吉村文清	身体障害者、知的障害者	4017800329

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション未来小倉センター 北九州市小倉南区 守恒三丁目 1 番 1 7 号	有限会社西日本コンサルティングセンター 北九州市八幡西区三ヶ森 一丁目 4 番 24 号 取締役 吉村文清	身体障害者	4017800329

2 事業廃止年月日

平成 29 年 1 月 31 日

北九州市告示第 279 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 46 条第 2 項及び第 51 条の 25 第 4 項並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 32 第 2 項の規定による指定障害福祉サービス、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、法第 51 条第 2 号及び第 51 条の 30 第 2 項第 2 号並びに児童福祉法第 24 条の 37 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 5 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション海峽つばさ 北九州市門司区松原二丁目 8 番 20 号	株式会社つばさ 北九州市門司区松原一丁目 6 番 18 号 代表取締役 竹川相壽	身体障害者	4017600521

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション海峽つばさ 北九州市門司区松原二丁目 8 番 20 号	株式会社つばさ 北九州市門司区松原一丁目 6 番 18 号 代表取締役 竹川相壽	身体障害者	4017600521

(3) 指定障害福祉サービス事業者（自立訓練（生活訓練））

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ラベンダー地域支	ライフアンドケア株式会	知的障害	4017700701

援センター 北九州市小倉北区 三萩野一丁目8番 13号	社 北九州市小倉北区三萩野 一丁目8番13号 代表取締役 奥村太一郎	者、精神 障害者	
--------------------------------------	---	-------------	--

(4) 指定特定相談支援事業者

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
北九州ヘルスケア サービス黒崎 北九州市八幡西区 東王子町7番8号	北九州ヘルスケアサービ ス株式会社 北九州市小倉北区香春口 一丁目13番1-301 号 代表取締役 有座 宏	身体障害 者、知的 障害者、 障害児、 精神障害 者	4036700047

(5) 指定障害児相談支援事業者

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
北九州ヘルスケア サービス黒崎 北九州市八幡西区 東王子町7番8号	北九州ヘルスケアサービ ス株式会社 北九州市小倉北区香春口 一丁目13番1-301 号 代表取締役 有座 宏	特定無し	4076714759

2 事業廃止年月日

平成29年4月30日

北九州市公告第 379 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、北九州市農業振興地域整備計画を変更したので、同条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定により、当該変更後の北九州市農業振興地域整備計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成 29 年 5 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

変更後の北九州市農業振興地域整備計画書の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局農林水産部農林課

北九州市公告第380号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号。以下「条例」という。）第6条の3第3項の規定により平成29年北九州市公告第207号で縦覧に供した響バイオマス発電所整備事業計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地からの意見書を作成したので、条例第6条の5第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年5月29日

北九州市長 北 橋 健 治

環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の環境影響評価手続に向けた留意事項

（1） 現況値について

方法書以降、現況は原則として現在までの最新の状況で統一すること。

また、現況の調査を行わず、やむを得ず過去の文献などを活用する場合には、その時点を現況とする妥当性について明記すること。

（2） 環境影響評価項目について

生態系分野については方法書にて改めて見直しを行うこと。なお、チュウヒについては環境影響評価項目に選定すること。

（3） 燃料について

燃料となる木質ペレット及び木質チップは海外から輸入するとのことだが、国内材を活用するなどサプライチェーン全体で可能な限り二酸化炭素排出量の低減を図るよう、方法書以降にて検討を行うこと。

また、バイオマス燃料の輸送に伴う環境影響への配慮について、方法書以降にて更なる検討を行うこと。

北九州市公告第 381 号

北九州市環境影響評価条例（平成 10 年北九州市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 6 条の 3 第 3 項の規定により平成 29 年北九州市公告第 206 号で縦覧に供したバイオマス専焼発電施設整備事業計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地からの意見書を作成したので、条例第 6 条の 5 第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 5 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の環境影響評価手続に向けた留意事項

（1） 現況値について

方法書以降、現況は原則として現在までの最新の状況で統一すること。
また、現況の調査を行わず、やむを得ず過去の文献などを活用する場合には、その時点を現況とする妥当性について明記すること。

（2） 環境影響評価項目について

生態系分野については方法書にて改めて見直しを行うこと。なお、チュウヒについては環境影響評価項目に選定すること。

（3） 燃料について

燃料となる木質ペレット及びPKSは海外から輸入することのことだが、国内材を活用するなどサプライチェーン全体で可能な限り二酸化炭素排出量の低減を図るよう、方法書以降にて検討を行うこと。

また、バイオマス燃料の輸送に伴う環境影響への配慮について、方法書以降にて更なる検討を行うこと。